

# 新年のご挨拶



豊田通商健康保険組合  
理事長 浅野 幹雄

あけましておめでとうございます。  
被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、すこやかに新しい年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、日頃より多大なるご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、健康保険組合にとって2010年は、実に苦しいものであったといえます。世界的な景気低迷の影響から標準報酬が伸び悩んだことで保険料収入は減少、これが収入面の不足へとつながりました。一方の支出面では2008年の高齢者医療制度創設により「健康保険組合に課せられた新しい財政負担(納付金・支援金)」の影響で支出が増大しました。こうして収支のバランスが大きく崩れ、赤字財政に陥る組合が増加しました。こうした状況のなか、当健康保険組合では2010年4月に保険料をアップいたしました。健康保険組合を取り巻く環境は厳しさを増す一方です。現政権では、現行の高齢者医療制度を廃止して新しい制度へ移行することを検討しており、医療保険制度の一翼を担う健康保険組合としても、その「保険者機能」を存分に発揮できるように議論が集約されることを期待しつつ、注視していきたいと考えております。

保険者機能と一口にいっても、その役割は多様です。当健康保険組合におきましても人間ドック、がん健診等の健康管理事業に加え、特定健診・特定保健指導を実施し、皆様の健康づくりを推進しております。

皆様は「健康保険組合」という言葉にどのようなイメージをお持ちでしょうか。「被保険者証を発行し、医療費の一部を負担する」ことは、確かに私どもの主たる仕事ではありますが、その使命はむしろ「被保険者とそのご家族の健康生活を全面的にサポートする」ことにこそあります。皆様が心身ともに健康で安心して働けることが、当健康保険組合の役割と考えております。この至上命題を果たすべく、本年も効率的かつ効果的な健康づくり事業を積極的に実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、皆様におかれましては、心身の健康にくれぐれも留意され、本年も充実した素晴らしい毎日をお過ごしになりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 干支にちなむ

# ウサギのはなし

中川 志郎  
(財団法人日本動物愛護協会理事長)

私たち日本人にとって、ウサギは最も馴染みのある動物の一つだ。

昔から童謡や小学校唱歌などに登場することもあり、「因幡の白兔」の伝説や古くは日本漫画の原点ともいわれる「鳥獣戯画」の主役の動物の一つであることでもよく知られている。それに、現在では、幼稚園や小学校などで飼育する、いわゆる「学校動物」の筆頭がウサギで、多くの日本人が学校の記憶とともに思い出す動物だということもその理由であろう。しかも、この学校動物という存在は、海外の教育施設で同様の飼育施設をほとんど見かけることはないの

で、どうやら日本独特の存在といえてよいであろう。このようなことの反映であろうか、最近では家でウサギをペットとして飼育する人が増え、特に一人暮らしの女性に人気があるらしい。その優しい癒し系の姿かたち、



ふかふかの肌触り、びくびくと鼻を動かす「鼻ウインク」など魅力がいっぱいだし、鳴き声をほとんど出さない、あまり臭くないなどの特徴が室内飼いに適しているからであろう。

それに、最近では、このような飼育者需要に応えるべく、業界では従来の白いウサギに加えて、海外からの輸入品種を含め、サイズも色彩も姿かたちも実にバラエティーに富んだウサギたちを供給

するようになってきているようである。

このようなブーム的傾向は、動物に興味をもってもらうという意味では歓迎すべきことだが、一面、ウサギという動物の真実の姿を曖昧にしてしまう危険をはらむ。正しいウサギの知識を知っていただくことの重要さが一段と大きくなったというべきであろう。

その第一は、私たち日本人が童謡や伝説で知っている日本のウサギと学校や家庭で飼っているウサギ

は、分類的にはまったく別物だということだ。前者は「ニホンノウサギ」という種類で、わが国野生のノウサギ(野兎)であり、後者は遠く地中海・イベリヤ半島に野生していた「アナウサギ(穴兎)」を家畜化した「イエウサギ(家兎)」が輸入されてきた外来種なのである。その証拠に、学校などで飼っているウサギは、暇さえあれば地中に穴を掘ってもぐりこもるとする習性を現在でも残していること

で明らかだ。本年は卯年。外来種のイエウサギについての情報もさることながら、わが国特有の日本のノウサギたちについても伝説のみならず、その動物学も改めて知る機会にしたいものである。昨今、世情は景気停滞の様相とか。上り坂が得意なウサギたちにあやかって、「はやく越ゆる年やうさぎのほり坂」(※)といきたいものがある。

※出典：江戸時代の俳諧論書「毛吹草」

# 「健康保険」と「労災保険」の違いは？



## 健康保険



業務外のけがや病気が対象です。医療費は一部自己負担（1～3割）となります。

## 労災保険



工作中・通勤中のけがや病気が対象です。原則として自己負担はありません。  
※通勤災害の場合、200円の初診時負担あり。

### こんなときは労災保険で受診してください

#### 仕事が原因でけがや病気がなったとき（業務災害）

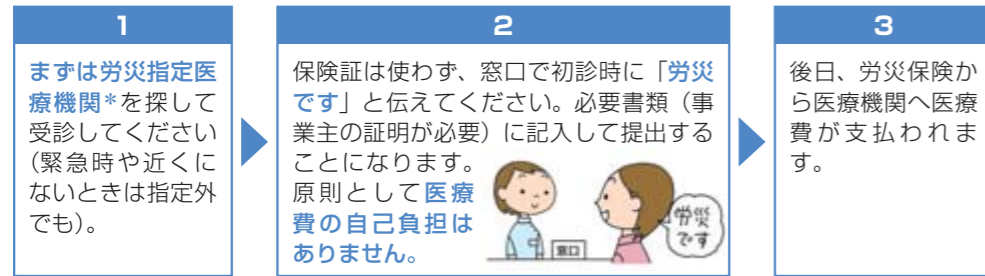
工作中的のほか、移動中や出張中などにけがをした場合も労災保険の適用となります。また、仕事との因果関係がはっきりしている病気も対象になります。

※合理的な通勤経路でない場合や、仕事・通勤との因果関係が認められない場合などは、労災保険ではなく健康保険が適用となる場合があります。詳しくは労働基準監督署へお問い合わせください。

#### 通勤中にけがや病気がなったとき（通勤災害）

労災保険の適用となります。なお、帰宅中に夕食の買い物をしたり医療機関へ寄ったりしても、通常の経路に戻った後は通勤と認められます。

### 労災保険での受診のながれ



\* 労災指定医療機関は、下記のホームページで検索できます。  
\* 労災指定外の医療機関で受診した場合は、健保組合の保険証は使わず、窓口で初診時に「労災です」と伝え、医療費はいったん全額自己負担してください。ご自身で労働基準監督署に必要書類を提出し、還付金を請求することになります。

Q 通勤中のけがなのに、間違えて保険証を使って受診してしまったときは、どうすればいいですか？

A すみやかに医療機関、健保組合、職場の担当者に連絡してください。ご自身で労災保険への変更手続きを行う必要があります。労災保険に関する手続きの詳細は、労働基準監督署へお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

労災保険に関する詳細はコチラ

財団法人労災保険情報センター  
<http://www.rousai-ric.or.jp/>

労災（業務上・通勤中）の時は、速やかに、会社に届出をしてください。

# 健康保険は使えません 健康保険は使えません 健康保険は使えません

健康保険は使えません。健康保険は使えないのです。



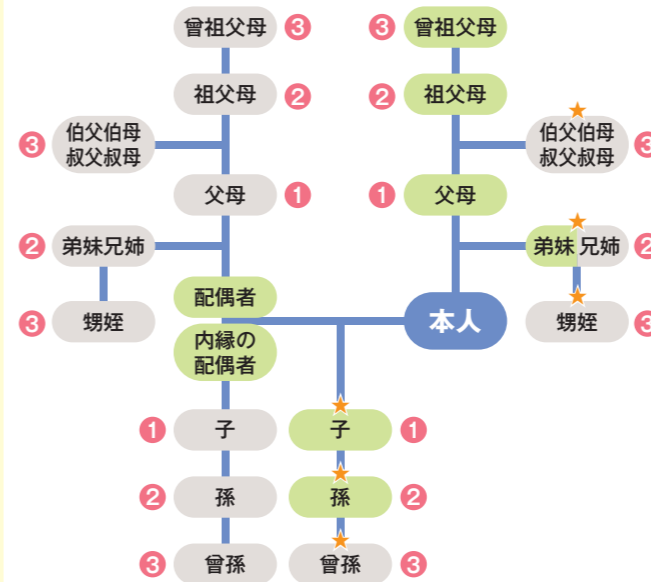
## 家族が被扶養者となるには 範囲・生計維持関係・収入制限を 満たす必要があります

本人に扶養されている家族は、保険料を負担せずに加算でき、健康保険の給付を受けたり、保健事業を活用したりできます。ただし、被扶養者と認められるには条件があります。

### ●被扶養者の条件

1. 被保険者の3親等内の親族である
2. 主として被保険者の収入によって生活している
3. 年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円未満）
4. 同一世帯：年収が被保険者の年収の2分の1未満  
別世帯：被保険者からの仕送り額が年収以上
5. 75歳未満

### 被扶養者になれる範囲

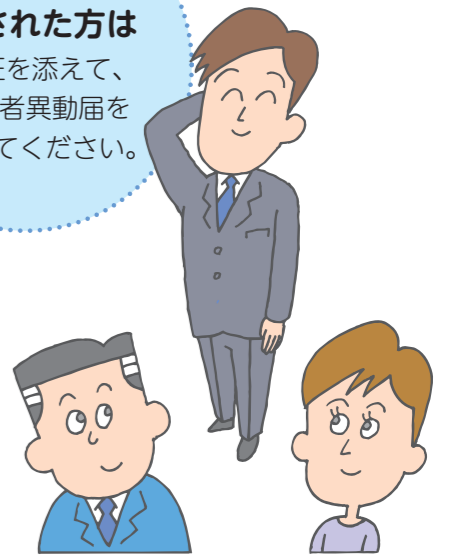


●数字は親等数を表しています。  
★の人は、その配偶者も被扶養者になれます。（同一世帯が条件）  
●以外の人は、本人と同一世帯でなければなりません。  
※同居所に居住していても、世帯分離している場合は別世帯とみなします。  
※ただし、被保険者のみが単身赴任の場合は同一世帯とみなします。

# ご家族が就職されたときなどは 被扶養者の異動届を お早めに!!

就職などのため、ご家族の中で被扶養者の異動等がある方はいませんか？  
異動等がありましたら、必ず健保組合まで届けてください。届け出が遅れますと、保険給付等の関係上、事務に支障をきたします。何とぞよろしくご協力をお願いします。

学校を卒業して就職された方は  
保険証を添えて、  
被扶養者異動届を  
提出してください。



現在、高齢者医療制度は税金や健保組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者（被保険者＋被扶養者）の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることがから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。

また、配偶者が就職されご自身で厚生年金に加入されたときに、健康保険の扶養削除の届出を忘れずと、配偶者の退職時の国民年金第3号被保険者の加入漏れの原因になり、将来の年金額が減額する場合がありますので、届出忘れのないようご注意ください。

※国民年金のご相談につきましては、日本年金機構へお問い合わせください。

なお、ご家族が就職された日以後に豊田通商健康保険組合の保険証を使い医療機関にて受診された場合は、後日、健康保険組合が負担した医療費を返還していただきますのでご注意ください。

速やかな届出にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。